

見逃しません！ 税金・保険料の

滞納

11・12月は 滞納整理強化期間

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は一丸となり、差し押さえを中心とした滞納整理活動を強化します。

差し押さえまでの流れ

税金・保険料は、社会保障、教育や道路整備など、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。

税金・保険料を滞納することは、納期限までに納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町民サービスに支障を来すことになります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保つため、滞納処分(差し押さえ) を執行します。

①滞納発生



②督促状の送付



③催告書の送付



④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。



⑤財産差し押さえ



▶例(タイヤロック)

令和5年度 町での差し押さえ件数

預貯金	5件
保険	4件
給与・年金	10件
その他(還付金など)	5件
合計	24件

延滞金

町では、納期限内に納付した人との公平性を保つため、期限までに納めていない人から延滞金を徴収しています。延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、次の割合で計算された金額を本税に加算して納付しなければなりません。

該当期間	納期限後 1カ月以内	左記経過後
令和6年1月1日～	2.4%	8.7%

令和5年度 延滞金の収納額	
税金	4,606,245 円
保険料	31,700 円
合計	4,637,945 円

滞納を放置しないために

●納付に関する相談はお早めに

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに相談してください。

●税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で

納め忘れを防いで確実に納付できます。詳しくは、お問い合わせください。

問 税務課管理収納係 ☎ 985-4109 (税金のこと)
保険課保険料係 ☎ 985-4227 (保険料のこと)